学級編制の弾力化の取組③　～京都府教育委員会の例(１)～

◎京都式少人数教育について

30人程度学級が可能な定数配置

国の加配定数を活用するとともに、京都府の独自措置として定数措置を行い、小中学校において30人程度の学級編制が可能となる定数を配置

↓

市町村に一括配当・市町村が自由裁量で活用、手法を選択

◆教員定数の配当を学校ごとから市町村ごとに変更し、市町村に一括して総定数を配当

◆市町村は、一括して配当された定数を市町村の自由裁量により所管する学校に配置

◆各市町村教育委員会（学校）は、府教委から配当された定数を活用し、学校や児童生徒の状況に応じて、少人数授業、ティームティーチング（ＴＴ）、少人数学級の３手法から選択して少人数教育を展開

市町村教育委員会（学校）

手法を選択

少人数授業	**ティームティーチング**	**少人数学級**
児童生徒を習熟度別・課題別などで分けて20人程度のグループで指導	１学級に２人の教員が入り、連携して授業を展開	40人未満の人数で学級を編制

手法選択した学校数の割合（平成23年度）

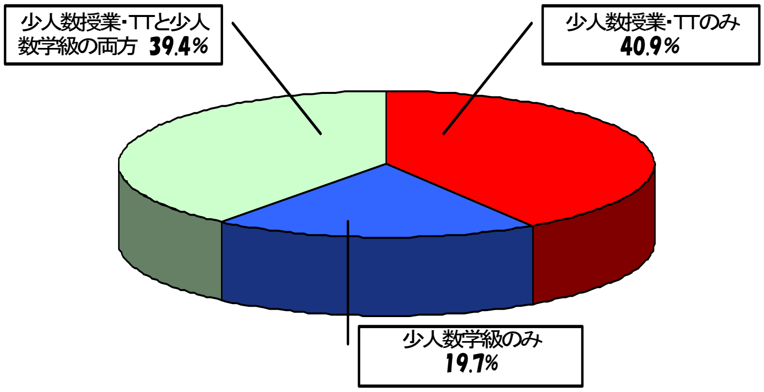

※少人数学級19.7%の内、約半数は少人数授業等も実施している。

○市町村教育委員会は、子どもや地域・学校の状況を踏まえ、主体的かつ弾力的な教員配置が可能

↓

○学校の実情に応じた少人数教育の手法を選択することで、学年の特性や児童生徒の発達段階に即した指導方法・体制が整備できる。

「京都式少人数教育について」【京都府教育委員会】
（公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議（第2回）配付資料）

学級編制の弾力化の取組③　～京都府教育委員会の例(２)～

学力向上には、少人数教育いずれの方法も効果的。基礎学力の定着には、ティームティーチングや少人数授業が特に効果的

京都式少人数教育の成果についての意見

≪少人数教育推進担当教員等アンケート調査（平成23年度実施）≫

学　　力

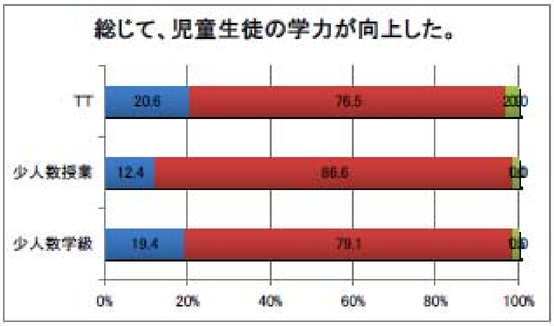

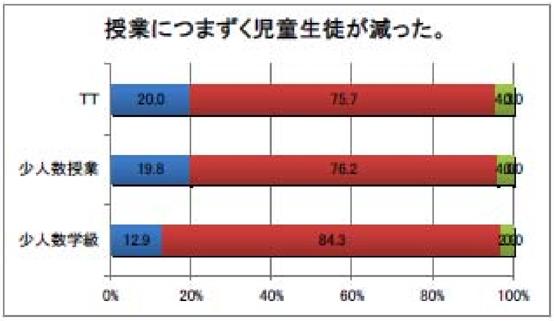

＜ポイント＞
◆いずれの方法も学力向上には効果的。
◆基礎学力の定着には、ＴＴや少人数授業が特に効果的。

学習規律の確立には少人数教育いずれの方法も効果的。学級経営上は少人数学級が特に効果的

生徒指導

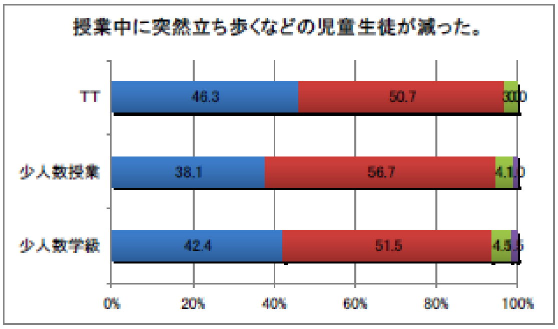

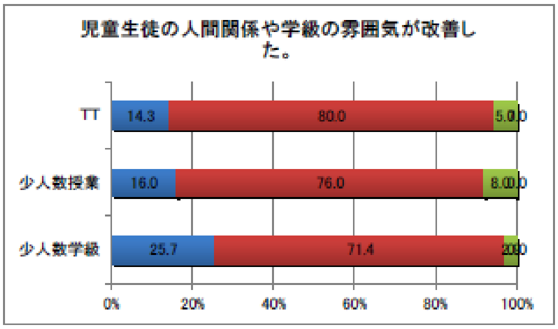

＜ポイント＞
◆学習規律の確立には少人数教育の取組が特に効果的。
◆学級経営上は、生活集団の規模が小さい少人数学級が特に効果的。

「京都式少人数教育について」【京都府教育委員会】
（公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議（第2回）配付資料）

学級編制の弾力化の取組③ ～京都府教育委員会の例(３)～

少人数学級、少人数授業ともに児童から高い評価

○小学校児童の意見（平成21年度実施）
- どちらの方法においても、約8割の児童が「授業がよくわかる」と回答
- 「少人数授業」の方が「授業が楽しい」、「勉強にやる気が出る」と感じている割合が高い

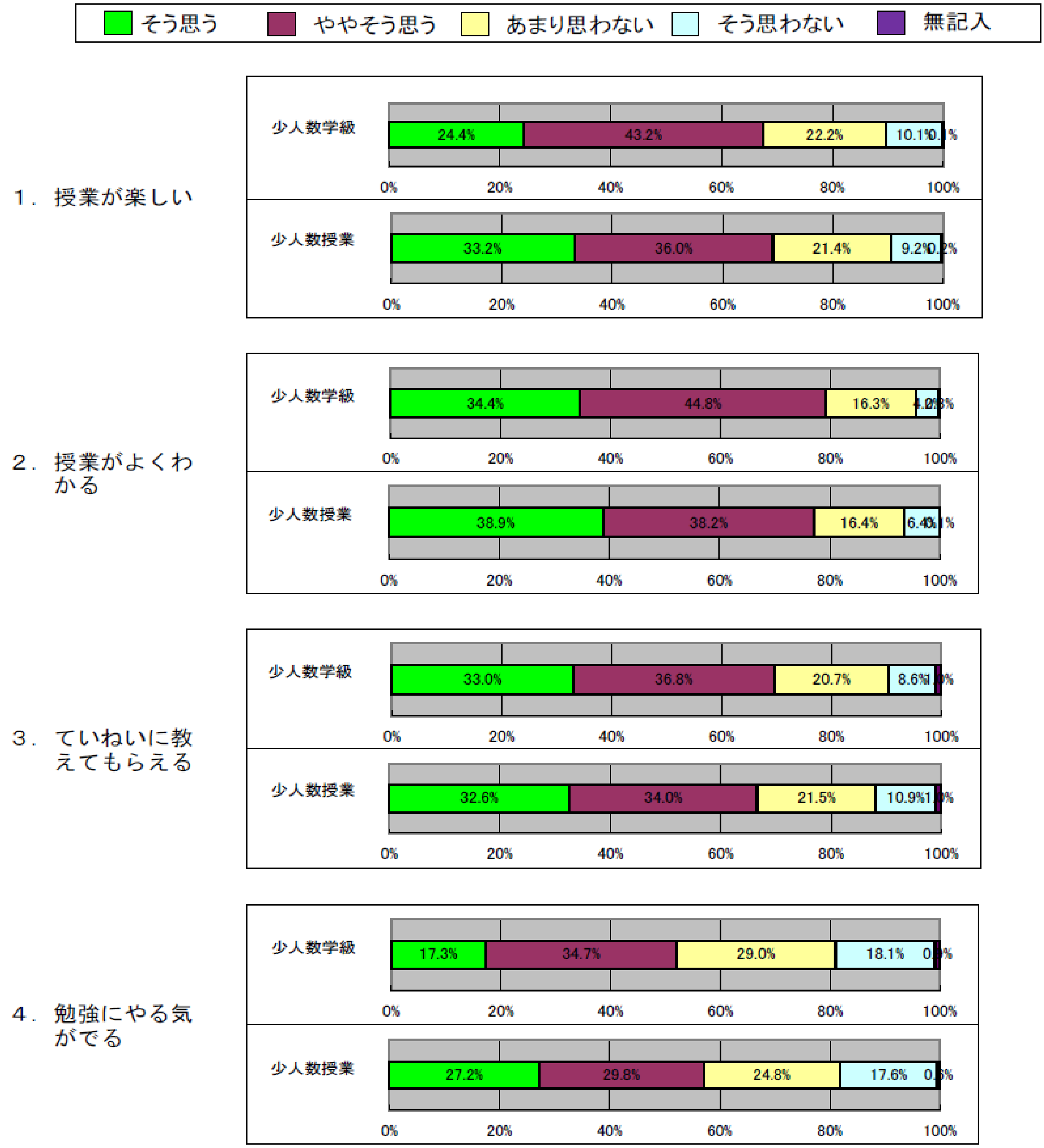

「京都式少人数教育について」【京都府教育委員会】
（公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議（第2回）配付資料）

少人数学級とTT等選択の比較　～東京都教育委員会の調査結果（１）～

東京都教育委員会においては、いわゆる「中１ギャップ」の予防・解決のため、**中学校第１学年**を対象に、**平成22～24年度**の３年間にわたり、**算定基準を「39人→38人→37人」**として教員加配を行った上で、加配教員の活用方法として**学級規模の縮小とTT（ティームティーチング）等を選択できる取組**を実施している。

●東京都教育委員会による教員加配の効果検証に係る調査

調査対象：区市町村立中学校の校長　622名（加配校94校、未加配校528校）

調査時期：平成23年7月～平成24年1月

調査方法：質問紙調査により、中学校第１学年生徒の調査実施時の状況を入学当初の状況と比較

調査結果①

教員加配の活用方法として学級規模の縮小とTT等を比較した結果、肯定的な回答の割合には大きな差は見られなかったものの、「登校の状況」や「スクールカウンセラー・養護教諭等との関係」については学級規模縮小の方が、「教員との関係」や「家庭との連携」についてはTT等の方が、より効果があったとされている。

＜学級規模選択の方が効果の大きい項目＞

遅刻生徒の減少等登校の状況

・遅刻する生徒の割合が減少した
・遅刻間際の時刻に登校する生徒の割合が減少した

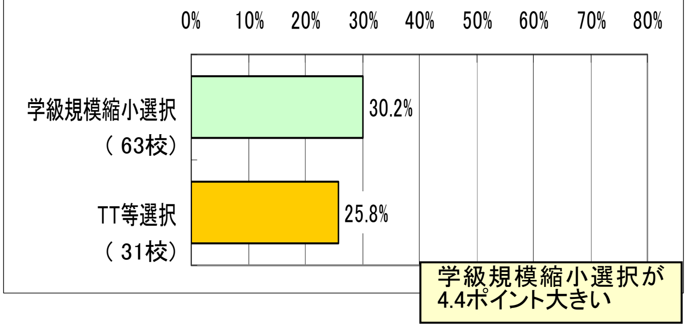

保健室等の利用

・相談する生徒の割合が減少した
・病気等以外で保健室に来る生徒が減少した

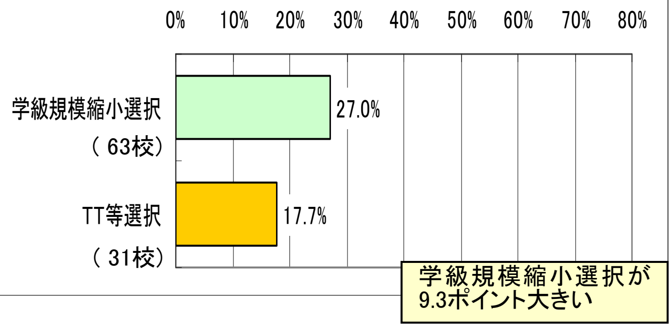

＜TT等選択の方が効果の大きい項目＞

教員との関係

・教員と生徒との関係がよくなった
・担任の指示に従って行動できるようになった

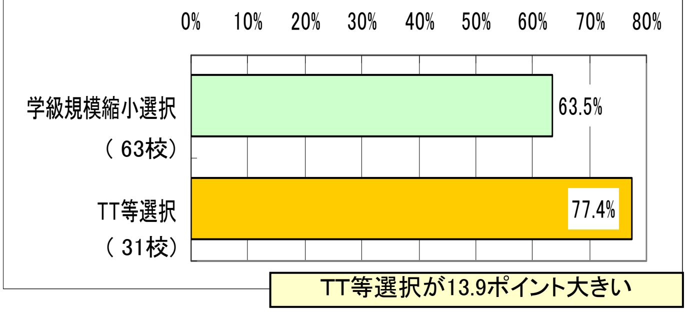

家庭との連携

・教員と保護者の連携が密になった
・保護者会等への出席者が増加した

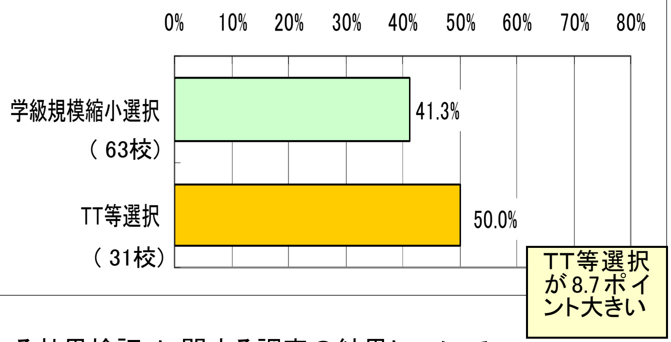

「小１問題・中１ギャップの予防・解決のための「教員加配に関わる効果検証」に関する調査の結果について」
【東京都教育委員会】
（公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議（第１５回）配付資料）

少人数学級とTT等選択の比較　～東京都教育委員会の調査結果（２）～

調査結果②

教員加配の主な効果として、学級規模縮小については「生活習慣の確立」や「突発的な生徒の問題行動等への対応の充実」が、TT等については「学習につまずきのある生徒の早期発見・早期対応」や「特別な支援を必要とする生徒への対応の充実」が、それぞれ挙げられている。

＜教員加配による効果＞

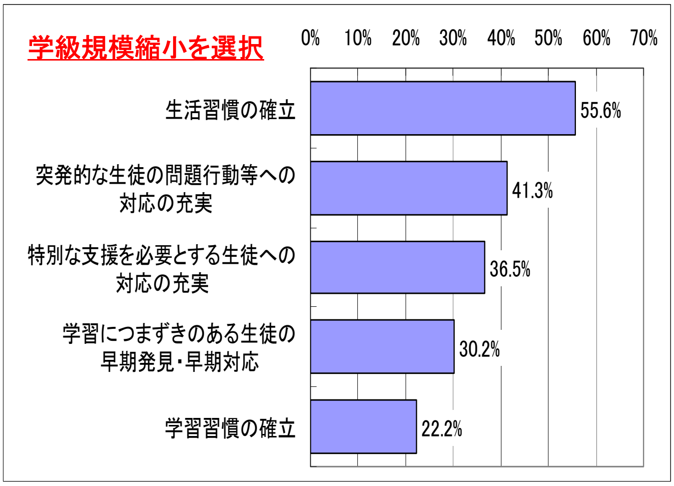

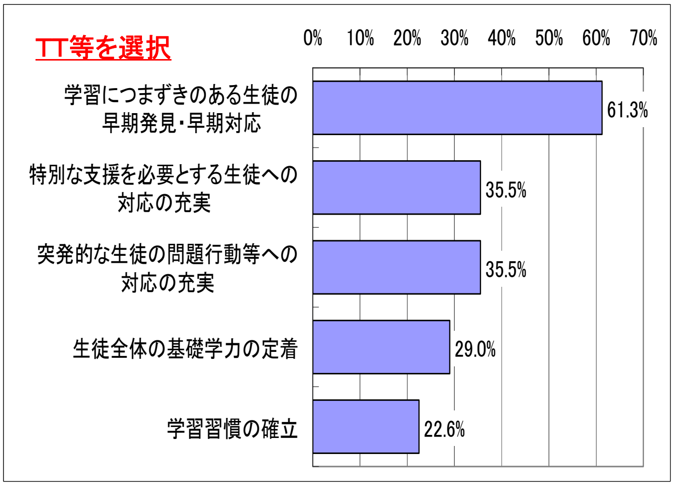

その他、教員の意見として、学級規模縮小については「教員の精神的負担の軽減」や「いじめや不登校の減少」が、TT等については「教員が生徒に向き合う時間の増加」や「家庭との連携の深まり」が、それぞれ挙げられている。

＜学級規模縮小を選択した学校＞

・指導が行き渡りやすくなり、教員は、精神的に大きな負担を感じることなく、学級経営を行うことができた。

・複数の特別な配慮が必要な生徒を、別々の学級で対応することができるため、個別対応がしやすくなった。

・学級担任による面談や家庭訪問の回数が増し、中学校へ進学する際に生徒が抱く悩みや不安に対して、よりきめ細かな対応が可能となった。その結果、いじめや不登校が減少した。

＜TT等を選択した学校＞

・教員が生徒一人一人に対して向き合う時間が増え、生徒の人間関係に関わる対応をきめ細かくできるようになった。

・学習につまずきのある生徒の早期発見・早期対応や学年行事・学校行事等で、より充実した指導が可能となった。

・特別な支援を必要とする生徒が数名いたが、常に複数の教員で観察・指導ができた。

・教員に時間的な余裕が生まれた分、不登校や問題行動等の生徒の課題に対して、家庭との連携を深めることができた。

「小１問題・中１ギャップの予防・解決のための「教員加配に関わる効果検証」に関する調査の結果について」
【東京都教育委員会】
（公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議（第１５回）配付資料）

７．関係報告・答申等

「教育振興基本計画」（抜粋）
（平成２０年７月１日閣議決定）

第２章　今後１０年間を通じて目指すべき教育の姿
（２）目指すべき教育投資の方向

小学校以降の初等中等教育段階については、多様な教育課題に対応するとともに一人一人の子どもに教員が向き合う環境づくりの観点から、きめ細かな対応ができる環境を実現するなど、質の高い教育を実現するための条件整備を図る必要がある。

第３章　今後５年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策
（３）基本的方向ごとの施策
基本的方向２　個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

①　知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

◇　学習指導要領の改訂と着実な実施
授業時数や指導内容を増加する新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教職員定数の在り方、算数・数学、理科に係る先行実施のための補助教材の作成・配布などの教育を支える条件整備について検討する。

◇　学校現場の創意工夫による取組への支援
学校現場の創意工夫による取組を支援するため、学級編制基準の弾力化、習熟度別指導・少人数指導の教員や小学校高学年での専科教員の適正配置、定数の適正化、地域の実情に応じた学校選択制の普及、教材開発などの教員のチームによる取組の支援、図書の充実を図る。

③　教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる
教員は、子どもたちの心身の発達に関わり、その人格形成に大きな影響を与える存在であり、その資質・能力を絶えず向上させるため、適切な処遇や教員の養成・研修の充実、厳格な人事管理を促す必要がある。教員が、授業等により一人一人の子どもに向き合う環境をつくるため、教職員配置の適正化や外部人材の活用、教育現場のＩＣＴ化、事務の外部化等に総合的に取り組む。

◇　教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりの観点から、教職員配置の適正化を行うとともに、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、部活動の外部指導者等の学校の専門的・支援的スタッフや退職教員・経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図る。

第３章　今後５年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策
（４）特に重点的に取り組むべき事項

◎　確かな学力の保証
○　新学習指導要領の実施

新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教職員定数の在り方、教科書・教材、学校の施設・設備など教育を支える条件整備について検討する。

◎　教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
○　教員の子どもと向き合う環境づくり

教職員配置の適正化を行うとともに、退職教員や経験豊かな社会人などの外部人材の積極的な活用、「学校支援地域本部」等の地域住民による学校支援の取組、調査の見直し、教育現場のＩＣＴ化、事務の簡素化・外部化などの取組を支援する。

第2期教育振興基本計画について(審議経過報告)第1部 総論 概要 ～我が国の危機回避に向けた4つの基本的方向性～

教育行政の4つの基本的方向性

⇒ 各学校段階を貫く視点を設定。
成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理(次頁参照)。

(共通理念)
・教育における多様性の尊重
・ライフステージに応じた「縦」の接続
・社会全体の「横」の連携・協働
・現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働

1. 社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会の中で人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～

→「教育成果の保証」に向けた条件整備

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～

→「多様な体験」「切磋琢磨の機会」の増大、「優れた能力と多様な個性を伸ばす」環境醸成

3. 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～

→ 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

→ 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

(危機回避シナリオ)
○個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加
(生涯現役、全員参加に向けて個人の能力を最大限伸長)
○格差の改善
○社会全体の生産性向上
(グローバル化に対応したイノベーションなど)
○つながりの再構築(社会関係資本の充実)

我が国を取り巻く危機的状況

←相互に連関→

東日本大震災により一層の顕在化・加速化

○少子高齢化の進展
・生産年齢人口の減少(2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少。そのうち4割が65歳以上の高齢者。)
・経済規模縮小、税収減、社会保障費の拡大
→ **社会全体の活力低下**

○グローバル化の進展
・人・モノ・金・情報等の流動化
・「知識基盤社会」の本格的到来
・新興国の台頭等による国際競争の激化
・生産拠点の海外移転による産業空洞化
→ **我が国の国際的な存在感の低下**

○雇用環境の変容
・終身雇用・年功序列等の変容
・企業内教育による人材育成機能の低下
→ **失業率、非正規雇用の増加**

○地域社会、家族の変容
・地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下
・価値観・ライフスタイルの多様化
→ **個々人の孤立化、規範意識の低下**

○格差の再生産・固定化
・経済格差の進行→教育格差→教育格差の再生産・固定化(同一世代内、世代間)
→ **一人一人の意欲減退、社会の不安定化**

○豊かさの変容
・上記の事実や環境、食料、エネルギー、民族・宗教紛争など人類全体で取り組むべき地球規模の問題が山積みしている中、これまでの大量生産大量消費など物質的豊かさの追求に疑問を投げかけ。

一方で・・・
【我が国の様々な強み】
○多様な文化・芸術や優れた感性
○勤勉性・協調性、思いやりの心
○人の絆
○科学技術、「ものづくり」の基盤技術
○基礎的な知識技能の平均レベルの高さ

【震災の教訓(危機打開に向けた手がかり)】
○諦めず、状況を的確に捉え自ら考え行動する力
○イノベーションなど未来志向の復興、社会づくり
○安心して必要な力を身に付けられる環境
○人々や地域間、各国間に存在するつながり、人と自然との共生の重要性

【第1期計画の評価】
○第1期計画で掲げた「10年を通じて目指すべき教育の姿」の達成は未だ途上。
・様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き志向、規範意識・社会性等の育成など依然として課題が存在。
・一方、コミュニティの協働による課題解決や教育格差の問題など新たな視点も浮上。
→背景には、
「個々人の多様な強みを引き出すという視点」
「学校段階間や学校・社会生活間の接続」
「十分なPDCAサイクル」の不足など

今後の社会の方向性

⇒ **成熟社会に適合し知識を基盤とした自立、協働、創造モデルとしての生涯学習社会を実現**

第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）第2部 各論 概要 ～4のビジョン（基本的方向性）、8のミッション（成果目標）、29のアクション（基本施策）～

（★成果指標の例、◆基本施策の例）

1 社会を生き抜く力の養成

1 生きる力の確実な育成（幼稚園～高校）

⇒ 生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。

★国際学力調査（PISA）でトップレベルの成績　など

◆新学習指導要領を踏まえた、言語活動等の充実
◆ICT活用などによる学びのイノベーション（協働型・双方向型学習など）
◆高等学校教育の改善・充実
◆教員養成の修士レベル化など教員の資質能力向上
◆全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）
◆特別なニーズに対応した教育の推進　など

2 課題探求能力の修得（大学～）

⇒ どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う。

★学生の学修時間の増加（欧米並みの水準）　など

◆学生の主体的な学び確立による大学教育の質的転換（アクティブラーニング、教員サポート等）
◆大学情報の公表徹底（「大学ポートレート」の整備）
◆「点からプロセス」を重視した高大接続（志願者の意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換）　など

3 自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体）

⇒ 社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

◆現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
◆学習の質の保証と学習成果の評価活用を推進（評価・情報公開の仕組みの構築・普及、教育支援人材の認証制度の推進など）　など

4 社会的・職業的自立に向けた力の育成

★進路への意識向上や雇用状況（就職率、早期離職率等）の改善に向けた取組の増加　（インターンシップ、大学等への社会人受入状況の改善）　など

◆体系的・系統的なキャリア教育の充実
◆大学・専修学校等における分野別到達目標の普及、第3者評価制度の構築
◆社会人が学びやすい学習システムの構築
◆学生等への就職支援体制強化　など

2 未来への飛躍を実現する人材の養成

5 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

★リーダーを養成する教育プログラムの増加
★英語力の目標を達成した中高生や教員の割合増加
★日本の高校生・学生の海外留学者数・外国人留学生数の全学年に占める比率の増加　など

◆高校段階における早期卒業制度の検討
◆外国語教育の強化や留学生交流・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組の支援
◆大学院教育の抜本的改革の支援　など

3 学びのセーフティネットの構築

6 意欲ある全ての者への学習機会の確保

★経済状況によらない進学機会を確保
★家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善
★いじめ、不登校、高校中退者の状況改善　など

◆各学校段階を通じた切れ目のない教育費負担軽減（幼児教育の負担軽減・無償化の検討、公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度の着実な実施、高校・大学・専修学校等の低所得世帯等への支援の充実）
◆挫折や困難を抱えた子ども・若者の学び直しの機会を充実　など

7 安全・安心な教育研究環境の確保

★学校施設の耐震化率の向上
★学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少　など

◆学校の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策の推進
◆主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育、地域社会・家庭と連携した学校安全の推進　など

4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

8 互助・共助の活力あるコミュニティの形成

★全学校区に学校と地域の連携・協働体制を構築
★全公立小中学校の1割をコミュニティ・スクールに
★全学校等で評価、情報提供　など

◆コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の普及
◆大学のセンターオブコミュニティ構想（COC構想）の推進
◆コミュニティの協働による家庭教育支援　など

4つの基本的方向性を支える環境整備

◆現場重視の学校運営・地方教育行政改革
◆大学におけるガバナンスの機能強化
◆社会教育推進体制の強化
◆きめ細かで質の高い教育のための教職員体制等の整備～計画的な教職員定数改善～
◆大学の財政基盤の強化と施設整備
◆私立学校の振興　など

東日本大震災からの復旧・復興支援

第２期教育振興基本計画について（審議経過報告）における成果目標や基本施策の体系イメージ

生涯学習（社会教育・家庭教育等）			
学校教育			
就学前	義務教育	高等学校等	大学等

Ⅰ　４つの基本的方向性に基づく方策

（１）社会を生き抜く力の養成

成果目標１：生きる力の確実な育成
成果目標２：課題探求能力の修得
成果目標３：自立・協働・創造に向けた力の修得

教育内容・方法、教職員（質）

- 【施策１】教育内容・方法の充実　新学習指導要領、ICTの活用、高校教育の改善・充実　等
- 【施策２】豊かな心と健やかな体　道徳、生徒指導、伝統文化教育、学校保健、スポーツ　等
- 【施策３】教員の資質能力向上　教員養成の修士レベル化　等
- 【施策４】幼児教育の充実　幼児教育の質の向上　等
- 【施策５】特別なニーズに対応した教育　合理的配慮の基礎となる環境整備、海外で学ぶ子ども・帰国児童生徒・外国人の子どもへの教育環境の整備　等
- 【施策７】大学教育の質的転換　教学マネジメントの改善（シラバスの充実、教員の教育力向上など）、学修支援環境の整備（TA等の充実、ICTを活用した双方向型授業、図書館の機能強化）、大学院教育の改善・充実　等
- 【施策１０】現代的・社会的課題に対応した学習等　男女共同参画学習、人権、環境、消費者、防災に関する学習、自立した高齢期を送るための学習、持続発展教育（ESD）、体験活動・読書活動　等

質保証

- 【施策６】検証改善サイクルの改善　全国学力・学習状況調査、高校段階の学力状況を把握する仕組み　等
- 【施策８】教育の質保証　制度改善、教育研究活動可視化　等
- 【施策９】初等中等教育・高等教育の接続　点からプロセスによる質保証（入試改革等）、高校早期卒業　等
- 【施策１１】学習の質の保証、学習成果の評価・活用　民間教育事業者における評価・情報公開促進　等

キャリア・職業教育、就職支援

成果目標４：社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等

- 【施策１２】　キャリア教育・職業教育、社会への接続支援、中核的専門人材・高度職業人の育成　体系的・系統的なキャリア教育の充実、社会人が学びやすい学習システムの構築、学生への就職支援体制強化　等

（２）未来への飛躍を実現する人材の養成

成果目標５：社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成

新たな価値を創造する人材

- 【施策１３】多様で高度な学習機会等の確保　高校早期卒業、高専機能強化、SSH、科学の甲子園　等
- 【施策１４】卓越した教育研究拠点の形成　大学院の機能強化　等

グローバル人材

- 【施策１５】外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化　語学力の抜本的強化、留学支援、秋入学に係る環境整備を含む大学等の国際化に向けた支援　等

（３）学びのセーフティネットの構築

成果目標６：意欲ある全ての者への学習機会の確保

教育費負担軽減

- 【施策１６】教育費負担の軽減　幼児教育無償化の検討、公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度、奨学金の充実、授業料減免　等

学習支援・再チャレンジ

- 【施策１７】学習や社会生活に困難を有する者への教育支援　へき地や過疎地域等の学習環境整備、学校とハローワーク・地域若者サポートステーションとの連携、いじめ等の問題への取組の徹底　等

安全・安心

成果目標７：安全・安心な教育研究環境の確保

- 【施策１８】教育研究環境の整備や安全に関する教育など児童生徒等の安全の確保　学校施設の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策、安全教育の推進、地域社会・家庭と連携した学校安全の推進　等

（４）絆づくりと活力あるコミュニティの形成

成果目標８：互助・共助の活力あるコミュニティの形成

学習を通じたコミュニティ形成・コミュニティによる学習支援

- 【施策１９】活力あるコミュニティ形成に向けた学習環境・協働体制整備　学校支援地域本部・放課後子ども教室、学校・公民館等を拠点にした地域コミュニティ形成、地域とともにある学校づくり（コミュニティ・スクール等）、地域スポーツクラブの育成、大学等における生涯学習機能の強化　等
- 【施策２０】　ＣＯＣ構想　地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化

家庭教育支援

- 【施策２１】　豊かなつながりの中での家庭教育支援　コミュニティの協働による親の学び支援、課題を抱える家庭への支援、生活習慣づくりの推進　等

Ⅱ　４つの基本的方向性を支える環境整備

※成果目標１～８の全体に関係

ガバナンス

- 【施策２２】　現場重視の学校運営・地方教育行政の改革　地方の主体性、創意工夫が活かされる地方教育行政の確立　等
- 【施策２５】　大学におけるガバナンスの機能強化
- 【施策２６】　大学の機能強化（機能別分化）の推進

基盤整備

- 【施策２３】　きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員体制等の整備　学級規模及び教職員配置の適正化　等
- 【施策２４】　良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備　エコスクール、ICT教育環境　等
- 【施策２７】　大学等の財政基盤強化・施設整備　国立大学運営費交付金や私学助成の確保・充実、戦略的な施設整備　等
- 【施策２８】　私立学校の振興　公財政支援の充実　等
- 【施策２９】　社会教育推進体制の強化　地域の様々な主体との連携・協働による地域課題解決への支援

Ⅲ　東日本大震災からの復旧・復興支援

第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）（抜粋）

（平成２４年８月２４日　中央教育審議会教育振興基本計画部会）

第1部　我が国における今後の教育の全体像

Ⅱ　我が国の教育の現状と課題

（１）第１期基本計画の成果と課題

①義務教育修了までの段階における現状と課題

（義務教育段階）

○　これらの課題に対応し、きめ細かで質の高い教育を実現するため、少人数学級の推進など教職員定数の改善が図られているが、少人数学級や少人数指導等に係るこれまでの取組も踏まえ、今後も引き続き子どもと正面から向き合う教育環境づくりのための教職員体制の整備について検討が必要である。

第2部　今後5年間に実施すべき教育上の方策（案）
～4つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と29の基本施策～

Ⅰ　４つの基本的方向性に基づく方策

３．学びのセーフティネットの構築

基本施策１７　学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援

【主な取組】

１７－１　経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援

・　家庭環境の要因により学力定着等が困難な児童生徒が多く在籍する学校において、補充学習や習熟度別少人数指導等のきめ細かい指導や学び直しの機会の充実により基礎学力の定着や学ぶ意欲の向上が図られるよう、必要な教材の開発や個に応じた指導の推進のための人的支援を行うなど教育体制の整備を行う。

１７－３　東日本大震災により被災した子どもたちに対する学習支援や心のケア

・　東日本大震災により被災した児童生徒等に対する学習支援や心のケアについて、子どもたちの実態に応じて、教職員の追加配置や切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を引き続き行う。

Ⅱ　４つの基本的方向性を支える環境整備

基本施策２３　きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員体制等の整備

【主な取組】

２３－１　学級規模及び教職員配置の適正化

・　少人数学級の推進とともに、特別支援教育、小学校における専科指導、教育格差解消のための学習支援など教育上の様々な課題に対応した、学級規模及び教職員配置の適正化の具体的な在り方について検討し、その結果に基づく必要な措置を講じる。

　同検討の中では、計画的な教職員定数改善の具体的な在り方について、財政上の扱い等も含めて具体的に扱う。

　あわせて、多様な経験、専門性を持った地域人材や外部人材による学校教育への支援や参画を促すための必要な支援を講じる。

・　優秀で意欲のある人材を教員として確保するための更なる選考方法の改善、豊富な実践経験を有する教職経験者や高度な知識・技能を有する多様な人材の登用、都道府県間の人事交流の拡大など教員の大量退職にかかわらず質の高い教員を確保する方策について検討し、都道府県に対して必要な働きかけを行う。

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

国家戦略会議　配付資料（抜粋）

社会の期待に応える教育改革の推進

平成２４年６月４日
文部科学大臣　平野 博文

社会の期待に応える教育改革

現在の日本が抱える課題

○急速な少子高齢化による内需及び生産人口の減少

○ボーダレス化・グローバル化の進展

○家庭の経済状況の差による教育や雇用の格差

○財政状況の悪化

今後目指すべき我が国の姿

○人材一人ひとりの創造力により高付加価値を生みだす社会

○安心して子どもを産み育てることのできる社会

○自ら世界の課題の解決に貢献し、国際的に尊敬される国家

○効率最優先の社会から転換し、多様性を包含する成熟社会

○すべての国民が自らの能力を伸ばす機会を保障され、社会参加を通じて自己実現できる公正で活力ある社会

➢日本の未来を支える人材に投資し、人材イノベーションを進めることにより日本再生を実現

➢幼児教育から高等教育まで一貫して、課題解決のために自ら考え判断・行動できる「社会を生き抜く力」や高付加価値を創造できる力を育成

教育改革の基本的視点

① 社会の構造的変化に整合し外部に開かれた教育への転換

少子高齢化による内需や生産人口の減少、産業構造・就業構造の変化、グローバル化の深化に対応するため、地域コミュニティや産業界等と協働し、社会の構造的変化に整合した教育を充実。

② 幼・小・中・高・大の円滑な接続、教育と産業のマッチング

大学の入口・出口の重視（大学入試改革や産業とのミスマッチの解消）、教育の質の向上。

目標を明確化し、PDCAサイクルで進捗をフォローアップ。

教育改革の７つのポイント

①小中一貫教育制度・高校早期卒業制度の創設（六三三制の柔軟化）【H24年度～検討・実施】、**少人数学級の推進**【H23年度～逐次実施】

②大学入試改革
- クリティカルシンキングを重視した入試への転換【H24年度～検討着手】
- TOEFL等の入試での活用促進【H24年度～】

③大学の教育機能の再構築とミスマッチ解消
- 大学生の学修時間の欧米並み実現【H24年度～】
- 社会ニーズ等を踏まえた学科等再編、産学人材育成プラットフォームの拡大・強化【H24年度～】

④英語力・グローバル力の向上
- 20代前半までに同世代の10％が海外留学等を経験【H24年度～】
- 高校生の英語キャンプの全国的展開【H24年度～】
- 国際化拠点大学（40大学）を指定し、卒業時の到達水準（TOEFL〇〇点等）を設定【H24年度～】

⑤国立大学のミッション再定義と重点支援
- 全ての国立大学毎のミッションを定める「国立大学改革プラン」を策定【H25年央】
- ミッションに応じたメリハリある支援【H25年度～】
- 一法人複数大学方式等の制度的整備、大学・学部の枠を越えた連携・再編成等を促進【H25年度～検討・実施】

⑥学生の75％を占める私学の質的充実に向けた支援・メリハリある配分
- 多様な「分厚い中間層」など私学の特色発揮に向けた支援・メリハリある配分【H24年度～】
- 「設置認可→大学評価→是正措置」にわたる質保証システムの確立（適応できない大学に厳しく）【H24年度～】

⑦世界で戦える「リサーチ・ユニバーシティ」の倍増【H24年度～逐次実施】、**地域再生の拠点としての大学の機能強化**【H25年度～逐次実施】

社会構造の変化に対応するための初等中等教育システム改革

〇社会構造の変化に対応できる強い人材の育成と「分厚い中間層」の復活
〇すべての子どもに、課題解決のために自ら考え判断・行動できる「社会を生き抜く力」を育成
→これらを実現するため、<u>多様な機会と現場の創意工夫を生かした、質の高い活力ある教育システムを構築</u>

1. 多様な教育体系の確立（六三三制の柔軟化）に向けたシステム改革

〇 社会構造の変化や地域の実情に対応し、子どもの発達に合った学びの実現や個性・創造性の一層の伸長を図るため、学校間の連携を推進し、設置者の判断による一貫した教育とその効果の検証を進める。

- 小中一貫教育制度（仮称）の創設（H24年度中を目途）など小中一貫教育や中高一貫教育の推進、幼児期の教育に関する保護者負担の軽減と幼小連携の推進
- 高等学校段階における「早期卒業制度」の創設（大学への早期入学促進）の検討（H25年度中を目途に結論）など高大接続の強化
- 生徒の能力・適性・進路等に応じた高等学校の類型を念頭に置いた教育の改善・充実（H24年度中を目途に改善充実方策を策定）
- 就業実習（「デュアルシステム」）の抜本的拡充など、専門高校等における産業界との連携強化

2. 教育の質保証に向けたシステム改革

〇 教育内容の充実と各学校段階における検証改善システムや、<u>きめ細やかで質の高い教育指導体制の確立</u>により、教育の質保証のシステムを構築する。

教育内容の充実とエビデンスに基づく検証改善システムの確立
- 考える力（クリティカルシンキング）やコミュニケーション能力等の育成、体験的な学びに重点をおいた新学習指導要領等の着実な実施とフォローアップ
- 各学校段階における外国語を使う機会の拡充（高校生の英語キャンプ等）や先進的な取組の推進、高校生留学の促進などグローバル人材の育成に向けた語学・コミュニケーション能力の抜本的強化
- 全国学力・学習状況調査の充実や、高等学校段階での生徒の学力状況を多面的・客観的に把握する様々な仕組みの検討（H25年度中を目途に結論）

<u>きめ細やかで質の高い教育指導体制の確立</u>
- 言語活動の充実やICTの活用等による、協働型・双方向型の授業革新（「学びのイノベーション」）
- 教員養成の修士レベル化に向けた体制の整備・充実など教員の養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革（H24年夏頃に結論、段階的に実施）
- <u>学級規模及び教職員配置の適正化（少人数学級の推進等）</u>

3. 地域の主体性、創意工夫が生かされる教育行政体制（「地域とともにある学校づくり」）の確立に向けたシステム改革

〇 教育行政や学校のガバナンス改革により、地域の主体性や創意工夫が生かされるような教育行政体制を確立する。

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の拡大（H28年度までに公立小中学校の１割（約3,000校））など「地域とともにある学校づくり」の推進
- 学校現場の実態に即した対応を可能とするための市町村教育委員会等の裁量拡大や教育委員会の改革の促進

日本再生戦略

～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～

（抜粋）

平成２４年７月３１日閣議決定

Ⅳ．日本再生のための具体策

２．「共創の国」への具体的な取組～11の成長戦略と38の重点施策～

（２）分厚い中間層の復活

②我が国経済社会を支える人材の育成　［人材育成戦略］

（重点施策：633制の柔軟化等による意欲ある地域の取組の推進）

（中略）ICTも活用しながら、基礎知識に加え、課題発見・解決能力やコミュニケーション能力など重要な能力・スキルの確実な習得を目指すとともに、教育の質の向上に向けて教職員の質の改善や地域との連携を含めた体制整備を推進する。

日本再生に向けた改革工程表

（２）Ⅱ　我が国経済社会を支える人材の育成　～人材育成戦略～

（2012年度に実施すべき事項）

教員養成システムの改善策、教員や専門的・支援的スタッフの体制の在り方の取りまとめ

（2013年度～2014年度までに実施すべき事項）

教員養成・採用・研修の改善、教員や専門的・支援的スタッフの体制の整備

- 少人数学級の推進や学力定着に課題を抱える学校への支援等、教育の質の向上につながる方策の検討、措置

平成２４年７月２３日
中央教育審議会初等中等教育分科会配付資料
（関係部分抜粋・下線追加）

共生社会の形成に向けた
インクルーシブ教育システム構築のための
特別支援教育の推進
（報告）

３．障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

（２）「基礎的環境整備」について

⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置

（ア）現状

公立の小・中学校の国の学級編制の標準は、通常の学級について４０人（小学校第１学年のみ３５人）とされているが、特別支援学級については、８人とされている。さらに、特別支援学校の学級編制の標準は、小・中学部において６人、高等部において８人、重複障害児童生徒の場合は３人とされている。都道府県教育委員会はこれらを標準として学級編制基準を定めているが、児童生徒の実態を考慮して特に必要がある場合は、これを下回る数を基準として定めることができることとなっている。この基準により算定される教職員定数に基づき都道府県教育委員会が教職員配置を行っている。

また、学級数等の客観的な指標に基づいて算定される教職員定数とは別に、通級による指導のためや特別支援学校が地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすためなど特別支援教育の実施に係る教職員定数の改善も進められている。国は、これらの教職員定数に係る給与費の３分の１を負担している。

さらに、特別支援教育支援員の配置に係る経費について所要の地方財政措置が講じられているところである。

また、専門性を確保するための研修については、国、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては指導者層の研修のための研修を計画・実施している。また、都道府県及び市町村教育委員会においては、経験年数や課題に応じた研修を計画・実施し、学校においては授業や児童生徒の事例を通した校内研修を行っている。

（イ）課題

<u>公立小･中学校における少人数学級の推進や複数教員による指導など指導方法の工夫改善は､子ども一人一人に対するきめ細かい指導の充実や家庭との連携を緊密にする効果があることから､特別支援教育の推進にも資する</u>ものであり､一層の教育環境の充実を図っていくことが求められる。また、今後のインクルーシブ教育システム構築の状況を勘案しつつ、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校における指導の在り方を検討していく必要がある。さらに、このような特別支援教育を実施するために､<u>特別支援教育支援員を含めた教職員体制の充実</u>が求められる。

また、教員、支援員等の一層の専門性の向上を図るための研修等の実施や学校

としての専門性を確保していくことを考慮した人事上の配慮が求められる。

４．多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

（１）多様な学びの場の整備と教職員の確保

①多様な学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における環境整備と教職員の確保

○　多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要である。

○　インクルーシブ教育システム構築のためには、特に、小・中学校における教育内容・方法を改善していく必要がある。教育内容の改善としては、障害者理解を進めるための交流及び共同学習の充実を図っていくことや通常の学級で学ぶ障害のある児童生徒一人一人に応じた指導・評価の在り方について検討する必要がある。また、教育方法の改善としては、障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も、さらには、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある児童生徒にも、効果的な指導の在り方を検討していく必要がある。

○　平成２３年４月には公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校１年生については、学級編制の標準を４０人から３５人に引き下げたほか、教職員定数に関する加配事由として、「障害のある児童生徒に対する特別の指導が行われていることその他障害のある児童生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情」が追加された。また、市町村教育委員会がより地域や学校の実情に応じた柔軟な学級編制ができるよう制度改正が行われた。

○　通常の学級においては、少人数学級の実現に向けた取組や複数教員による指導など指導方法の工夫改善を進めるべきである。

○　特別支援学級については、国の学級編制の標準は８人とされているが、現状としては、障害種別に学級を編制することや、都道府県教育委員会において国の標準を下回る学級編制基準を定めることが可能であることなどから、１学級当たりの在籍者は平均で３人程度となっている。今後、インクルーシブ教育システム構築の進展を踏まえつつ、その指導方法の工夫改善等について検討していく必要がある。

○　特別支援教育により多様な子どものニーズに的確に応えていくためには、教員だけの対応では限界がある。校長のリーダーシップの下、校内支援体制を確立し、学校全体で対応する必要があることは言うまでもないが、その上で、例えば、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める教職員に加えて、特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ＳＴ（言語聴覚士）、ＯＴ（作業療法士）、ＰＴ（理学療法士）等の専門家の活用を図ることにより、障害のある子どもへの支援を充実させることが必要である。

○　特別支援教育を推進するため、子どもの現代的な健康課題に対応した学校保健環境づくりが重要であり、学校においては、養護教諭を中心として、学級担任等、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラーなど学校内における連携を

更に進めるとともに、医療関係者や福祉関係者など地域の関係機関との連携を推進することが必要である。また、医療的ケアの観点からの看護師等の専門家についても、必要に応じ確保していく必要がある。

○　インクルーシブ教育システム構築のため、特別支援学校の持てる機能を活用する観点から、寄宿舎の役割について検討していく必要がある。各特別支援学校の寄宿舎は、入居した障害のある児童生徒等が毎日の生活を営みながら、生活のリズムをつくるなど生活基盤を整え、自立し社会参加する力を養う貴重な場である。そうした意味から、一層の活用を期待し、例えば、学校がサマースクールを開催する際などに、その機能を活用することも考えられる。

②通級による指導の一層の充実

○　通級による指導については、教職員定数の改善等により、その対象者数は年々増加傾向にある。

○　通級による指導については、自らの在籍している学校において行う「自校通級」、自らの在籍している学校以外の場で行う「他校通級」がある。しかし、「他校通級」では、児童生徒の移動による心身の負担や移動時の学習が保障されないなどの課題もある。これらを極力減らすため、教員の巡回による指導等を行うことにより自校で通級による指導を受けられる機会を増やす等の環境整備を図っていく必要がある。そのため、通級による指導を行うための教職員体制の充実が必要である。

（２）学校間連携の推進

②特別支援学校のセンター的機能の一層の活用

○　特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。そのため、センター的機能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上にも取り組む必要がある。その際に、市町村教育委員会との役割分担を念頭に、協力体制を構築することが重要である。加えて、特別支援学校のセンター的機能を支援する仕組みを各都道府県において整備することが必要である。

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）の概要

平成24年8月28日

現状と課題

◆グローバル化など社会の急速な進展の中で人材育成像が変化しており、２１世紀を生き抜くための力育成するため、思考力・判断力・表現力等の育成など新たな学びに対応した指導力を身に付けることが必要
◆学校現場における諸課題の高度化・複雑化により、初任段階の教員が困難を抱えており、養成段階における実践的指導力の育成強化が必要

改革の方向性

教育委員会と大学との連携・協働による教職生活の全体を通じた一体的な改革、新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員を支援する仕組みの構築（**「学び続ける教員像」の確立**）が必要

教員養成の改革の方向性　：　教員養成を修士レベル化し、高度専門職業人として位置付け

教員免許制度の改革の方向性　：
「一般免許状（仮称）」、「基礎免許状（仮称）」、「専門免許状（仮称）」の創設

一般免許状(仮称)：探究力、新たな学びを展開できる実践的指導力、コミュニケーション力等を保証する、標準的な免許状。学部4年に加え、1年から2年程度の修士レベルの課程での学修を標準。
基礎免許状(仮称)：教職に関する基礎的な知識･技能を保証。学士課程修了レベル。
専門免許状(仮称)：特定分野に関し高い専門性を証明。(分野は、学校経営、生徒指導、教科指導　等)

※「基礎免許状（仮称）」取得者が「一般免許状（仮称）」を取得する段階は、(ⅰ)採用前に取得、(ⅱ)採用後の初任者研修と連携した修士レベルの課程の修了により取得、(ⅲ)採用後一定期間のうちに修士レベルの課程等での学修により取得を想定

◆多様な人材の登用の促進　　◆授業料減免や奨学金の活用等による学生の経済的負担の軽減について留意
◆教員免許更新制については、詳細な制度設計の際に更に検討
◆詳細な制度設計の際は、幼稚園教諭等、学校種や職種の特性に配慮するとともに、国公私の設置形態に留意

当面の改善方策　～教育委員会･学校と大学の連携･協働による高度化

修士レベル化に向け、修士レベルの課程の質と量の充実、教育委員会と大学との連携・協働等、段階的に取組を推進。主要な取組は、教育振興基本計画に盛り込む。

養成段階

（学部レベル）
◆学校現場での体験機会の充実等によるカリキュラムの改善、いじめ等の生徒指導に係る実践力の向上
◆課程認定の厳格化等質保証の改革

（修士レベル）
◆教職大学院制度を発展・拡充し、全ての都道府県に設置を推進
（現状:25大学（20都道府県）815人）
◆いじめ等の生徒指導に係る事例やノウハウの集積等、教育研究の充実
◆大学院設置基準の大括り化等
◆専修免許状の在り方の見直し
（一定の実践的科目の必修化推進等）
◆学習科学等実践的な教育学研究の推進
◆柔軟かつ多様な大学間連携の推進

採用段階

◆大学での学習状況の評価の反映等選考方法の一層の改善

初任段階

◆教育委員会と大学との連携・協働による初任段階の研修の高度化
◆初任段階の教員を複数年にわたり支援する仕組みの構築

教育委員会･学校と大学の連携･協働

多様な人材の登用

◆社会人、理数系、英語力のある人材等多様な人材が教職を志す仕組みの検討

現職段階及び管理職の段階

（現職段階）
◆教育委員会と大学との連携・協働による現職研修のプログラム化・単位化の推進

（管理職段階）
◆マネジメント力を有する管理職の職能開発のシステム化の推進

グローバル化への対応
◆教員を志望する学生の海外留学を促進

特別支援教育の専門性向上
◆免許法認定講習の受講促進等の取組により、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上

学校が魅力ある職場となるための支援、改善を進める上での留意事項
◆教員に優れた人材が得られるよう、教員給与等の処遇の在り方の検討や教職員配置など教育条件を整備
◆先導的な取組を支援するための事業の実施、大学院への派遣の促進や初任者研修をはじめとした教員研修のより一層効果的な取組を推進するための研修等定数の改善、効果的な活用等の支援が必要